

◎新潟県告示第1630号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年12月9日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県十日町市真田甲1727の9
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
指定理由の消滅